

目次

- 1 目的
- 2 対象
- 3 苦情等の対応手順
- 4 情報の公表
- 5 その他

1 目的

本手順は、浅川清流環境組合（以下「組合」という。）に寄せられる施設稼動に関する苦情等について、迅速かつ適正に処理するため、その処理手続きを明確にすることを目的とする。

このため、（仮称）浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設環境保全協定（令和 年 月 日締結、以下「公害防止協定」という。）第7条（苦情処理）に規定する苦情等についても、その確認及び原因究明等の対応手順も本手順で定める。

2 対象

可燃ごみ処理施設の設置及び稼動に起因する苦情等とし、文書や電子メール、ファクシミリのほか、電話や口頭などで寄せられたものも対象とする。

3 苦情等の対応手順

(1) 苦情等受付窓口

事業課

(2) 苦情等の対応手順

ア 苦情等が組合に寄せられた場合は、別紙により受け付ける。

イ 組合は、苦情等を検討し回答を行う。

ウ 組合は、可燃ごみ処理施設の稼働における事象で学識経験者の見解を得て対応することが望ましい内容について、浅川清流環境組合専門委員会（令和 年 月 日付け浅川清流環境組合専門委員会設置要綱、以下「専門委員会」という。）を開催して検討する。

エ 専門委員会は、検討した内容を組合に提言する。

オ 正副管理者は、専門委員会からの提言を受けた場合は、組合の事後の方針に反映をする。

カ 組合は、クリーンセンター連絡協議会に専門委員会で検討した内容を報告する。また、広範囲に影響がある案件については、市民に広報紙等による説明や周知を図る。

4 情報の公表

- (1) 年度ごとに苦情等の件数と項目別に内容の概略を公表するものとする。
- (2) 年度ごとに専門委員会で検討した内容の概略を公表するものとする。

5 その他

原因調査等に要する経費については、組合が日野市、国分寺市及び小金井市と協議のうえ、適切な予算措置を図り負担する。

付 則

この手順は、令和 年 月 日から運用する。

